

「愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて(部会報告)」の概要

令和8年1月6日

1

審議経過

年月日	審議事項
令和7年6月24日	○ 知事からの諮問 →総合政策部会に付託 (令和7年6月26日)
令和7年7月11日	○ 第1回総合政策部会 (見直しの考え方などの検討)
令和7年8月8日	○ 第2回総合政策部会 (中間とりまとめの検討)
令和7年9月25日 ～令和7年10月24日	○ 県民意見募集
令和7年11月27日	○ 第3回総合政策部会 (部会報告の検討)

2

1 環境影響評価制度の状況

「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月 閣議決定)



「愛知県環境影響評価要綱」制定(昭和61年3月)
⇒ 55件の運用実績

「環境基本法」制定(平成5年11月)

「愛知県環境基本条例」制定(平成7年3月)



環境影響評価
の推進を規定



「環境影響評価法」制定(平成9年6月)

「愛知県環境影響評価条例」制定(平成10年12月)

平成11年6月
完全施行

3

2 対象事業に係る規模要件の見直し

(1) 背景

- 主にばい煙※の排出による大気質への影響を考慮し、「工場等の新設又は増設の事業」を対象事業として設定

※ 物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛等

規模要件

燃料使用量が11.25t/時間以上
(重油換算(熱量換算))

4

<社会情勢の変化>

水素、アンモニア、
都市ガス及び天然ガス



石炭、重油等

燃焼時

- 窒素酸化物以外のばい煙の発生がなく大気質への環境影響低減
- 二酸化炭素の排出が少なく地球温暖化対策に資する

<課題>

- 燃料種別のばい煙の発生量の違いが考慮されていない。



規模に係る要件の見直し

5

(2)工場等の新設又は増設の事業の規模に係る要件 の見直し

ア 見直しの考え方

- 水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガスや、これらと同様に大気質への環境影響等が少ない燃料を「環境負荷低減燃料」と定義
- 環境負荷低減燃料のみを使用する場合
⇒ 大気質への環境影響低減



対象事業の規模に係る要件を引き上げることが適当

〔 騒音など、大気質以外の環境影響を考慮し、
一定規模以上は引き続き環境影響評価の対象 〕

6

イ 環境負荷低減燃料を使用する場合の規模に係る要件

- 条例の他の対象事業との整合性に留意
- ばい煙の発生による環境影響の観点から、「火力発電所の設置等」(出力:11.25万kW以上)が類似



燃料使用量※:約20t/時間

※重油換算値

代表的な熱効率(省エネ法に基づく電力供給業ベンチマーク指標)から算出



＜環境負荷低減燃料のみを使用する場合の規模に係る要件＞
1時間当たりの燃料使用量等を20tとすることが適当

	現状	環境負荷低減燃料
燃料使用量	11.25t/時間	20t/時間